



様式第16号(第12条関係)

平成25年4月24日

三豊市長 様

申請者	団体又は法人の所在地	三豊市豊中町本山甲201番地1
	団体又は法人の名称	まちづくり推進隊豊中
	代表者氏名	藤田 芳廣
	電話番号	0875-62-6228



地域内分権推進交付金実績報告書

平成25年1月21日付け三政地第35号により交付金の交付決定等を受けた地域内分権推進事業について、下記のとおり実施したので、三豊市地域内分権推進交付金交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 実績報告額 1,073,376円

2 添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 決算監査報告書
- (3) 財産目録
- (4) 貸借対照表
- (5) 収支計算書
- (6) 全役員名簿
- (7) 事業年度末の定款又は規約
- (8) その他市長が必要と認める書類

平成24年度まちづくり推進隊豊中 事業報告書

(平成24年12月22日～平成25年3月31日)

団体名又は法人の名称 まちづくり推進隊豊中

1 事業の成果

三豊市では、少子高齢化が進み、地域の活力低下が懸念される中、住民本位のまちづくりを推進するため、今まで市がやっていたことを、住民自らが考えて実施していくシステムを構築して、行政改革の一端とし、地域力を高めることを目的とした「地域内分権推進事業」をスタートさせた。住民本位のまちづくり組織として、「まちづくり推進隊」を七つの各町に設立した。

豊中町においても平成24年12月22日に、まちづくり推進隊豊中設立総会を開催し設立が承認され、平成25年2月1日に三豊市豊中支所内に事務所を開設し活動している。

平成24年度は、事務所の開設が2月であったことなどから、まずは必要な備品や事務用品を整えた。

また、地域の活性化となる事業計画に反映させるため地域の各種団体と打合せ会を開催するとともに、豊中支所から移譲される事務の引き継ぎを行い平成25年度から本格稼働できる体制を整えることに努めた。

2 個別事業報告書

事業名	地域の各種団体と打合せ会			
事業内容	地域で活躍している各種団体の代表者と会議を行い、各種団体の年間スケジュール、事業内容を把握するとともに、今後の自主事業の実施に向けたアイデアを育み、地域の活性化となる事業計画に反映する。			
実施日時	H25. 3. 7 13:30～15:20 豊中町老人クラブ連合会 H25. 3. 11 13:30～15:40 豊中町公民館 H25. 3. 13 13:30～15:15 三豊市社会福祉協議会豊中支部			
実施場所	豊中町農村環境改善センター集会室外			
受益者	各種団体の代表者及び関係理事	従事人数	各回10人程度	
決算額	収入額	60,000円	支出額	5,004円
	内訳		内訳	会議用飲み物

事業名	豊中支所からの移譲事務の引継ぎ			
事業内容	自治会連合会豊中支部事務局、地区衛生組織連合会豊中支部事務局、防犯管理事務など市から移譲された事務の引継ぎを行い、平成25年度から本格稼働に備えた。			
実施日時	2月から3月上旬			
実施場所	三豊市役所豊中庁舎内			
受益者	まちづくり推進隊豊中	従事人数	事務局	
決算額	収入額	〇円	支出額	〇円
	内訳		内訳	

3 総会、代議員会、理事会等の開催状況

会議名	設立総会		
開催日時	平成24年12月22日19時00分～20時45分	出席状況	95人
審議及び議決内容	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり推進隊豊中規約について ・まちづくり推進隊豊中の役員の選任について ・設立初年度の事業計画及び収支予算について等 		

会 議 名	第1回理事会		
開 催 日 時	平成25年1月9日19時05分～21時05分	出席状況	12(監事2人)
審 議 及 び 議 決 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局長の選任について ・事務局職員の雇用について ・旅費交通費規程について 		

会 議 名	第2回理事会		
開 催 日 時	平成25年1月29日19時分～21時10分	出席状況	11(監事2人)
審 議 及 び 議 決 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局職員の雇用について 		

会 議 名	第3回理事会		
開 催 日 時	平成25年1月30日19時00分～20時00分	出席状況	11(監事2人)
審 議 及 び 議 決 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局職員の雇用について 		

会 議 名	第4回理事会		
開 催 日 時	平成25年2月15日19時00分～20時30分	出席状況	9(監事2人)
審 議 及 び 議 決 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局職員の雇用について ・諸規定の制定について 		

会 議 名	第5回理事会		
開 催 日 時	平成25年2月27日19時00分～21時10分	出席状況	10(監事2人)
審 議 及 び 議 決 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり活動提案書について 		

会 議 名	第6回理事会		
開 催 日 時	平成25年3月26日19時15分～21時15時	出席状況	10(監事2人)
審 議 及 び 議 決 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度まちづくり推進隊豊中事業報告について ・平成24年度まちづくり推進隊豊中収支決算について ・平成25年度まちづくり推進隊豊中事業計画(案)について ・平成25年度まちづくり推進隊豊中収支予算(案)について ・まちづくり推進隊豊中会員名簿の作成について ・第1回まちづくり推進隊豊中総会について ・事務局長の雇用について ・事務局職員の雇用について 		

決算監査報告書

まちづくり推進隊豊中


理事長 藤田芳廣 様

平成 24 年度(平成 24 年 12 月 22 日から平成 25 年 3 月 31 日まで)の事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支決算書及び会計帳簿を監査した結果、適法に処理され、当該帳簿には適正に記載されていると認める。

平成 25 年 3 月 26 日

まちづくり推進隊豊中

監事 三野 未 

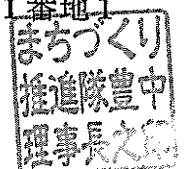
監事 十川 剛 

これは決算監査報告書に相違ありません。

平成 25 年 4 月 24 日

団体の所在地
団体の名称
代表者の氏名

三豊市豊中町本山甲 201 番地 1
まちづくり推進隊豊中
理事長 藤田 芳廣



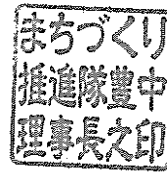
決算報告書

第 1 期

自 平成24年 12月22日

至 平成25年 3月31日

まちづくり推進隊豊中



香川県三豊市豊中町本山甲201番地1

貸借対照表

まちづくり推進隊豊中
全事業所

【税込】(単位:円)
平成25年 3月31日 現在

資 産 の 部		負 債 ・ 正 味 財 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
(現金・預金)		前受交付金	626,624
小口 現金	30,000	預り金(源泉所得税)	2,150
普通 預金	622,927	預り金(社会保険料)	24,145
現金・預金 計	652,927	流動負債 計	652,919
流動資産合計	652,927	負債の部合計	652,919
【固定資産】		正 味 財 産 の 部	
(有形固定資産)		【正味財産】	
機械及び装置	524,439	前期繰越正味財産額	0
有形固定資産 計	524,439	当期正味財産増減額	524,447
固定資産合計	524,439	正味財産 計	524,447
		正味財産の部合計	524,447
資産の部合計	1,177,366	負債・正味財産の部合計	1,177,366

財 産 目 録

まちづくり推進隊豊中
全事業所

[税込] (単位:円)
平成25年 3月31日 現在

《資産の部》		
【流動資産】		
(現金・預金)		
小口 現金	30,000	
普通 預金	622,927	
現金・預金 計	652,927	
流動資産合計		652,927
【固定資産】		
(有形固定資産)		
機械及び装置	524,439	
有形固定資産 計	524,439	
固定資産合計		524,439
資産の部 合計		1,177,366
《負債の部》		
【流動負債】		
前受交付金	626,624	
預り金 (源泉所得税)	2,150	
預り金 (社会保険料)	24,145	
流動負債 計	652,919	
負債の部 合計		652,919
正味財産		524,447

損益計算書

まちづくり推進隊豊中
全事業所

[税込] (単位: 円)

自 平成24年12月 22日 至 平成25年 3月31日

【経常収益】			
【受取助成金等】			
受取補助金	1,073,376		
【その他収益】			
受取利息	8		
経常収益計	8		1,073,384
【経常費用】			
【事業費】			
(人件費)			
人件費計	0		
(その他経費)			
会議費(事業)	5,004		
その他経費計	5,004		
事業費計			5,004
【管理費】			
(人件費)			
給料手当	204,646		
役員議事報償費	159,000		
法定福利費	4,409		
人件費計	368,055		
(その他経費)			
会議費	4,980		
通信運搬費	30,466		
消耗品費	106,161		
減価償却費	22,801		
リース料	7,140		
支払手数料	4,330		
その他経費計	175,878		
管理費計			543,933
経常費用計			548,937
当期経常増減額			524,447
【経常外収益】			
経常外収益計			0
【経常外費用】			
経常外費用計			0
税引前当期正味財産増減額			524,447
経理区分振替額			0
当期正味財産増減額			524,447
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			524,447

まちづくり推進隊豊中 役員名簿
(平成24年12月22日～平成25年3月31日)

団体又は法人の名称 まちづくり推進隊豊中

役職	氏名	住所	就任期間	報酬の有無
理事長	藤田 芳廣	三豊市豊中町本山甲1939番地1	平成24年12月22日～平成25年3月31日	無
副理事長	大西 啓幸	三豊市豊中町本山乙77番地2	平成24年12月22日～平成25年3月31日	無
副理事長	近藤 八重子	三豊市豊中町比地大1236番地	平成24年12月22日～平成25年3月31日	無
理事	大森 士郎	三豊市豊中町岡本142番地	平成24年12月22日～平成25年3月31日	無
理事	近藤 恵子	三豊市豊中町下高野1575番地	平成24年12月22日～平成25年3月31日	無
理事	森 健	三豊市豊中町比地大2550番地1	平成24年12月22日～平成25年3月31日	無
理事	大西 元子	三豊市豊中町笠田笠岡2883番地1	平成24年12月22日～平成25年3月31日	無
理事	千秋 泰啓	三豊市豊中町笠田笠岡589番地2	平成24年12月22日～平成25年3月31日	無
理事	金子 忠弘	三豊市豊中町上高野4098番地7	平成24年12月22日～平成25年3月31日	無
理事	藤田 薫	三豊市豊中町本山甲1476番地3	平成24年12月22日～平成25年3月31日	無
監事	三野 求	三豊市豊中町岡本2503番地	平成24年12月22日～平成25年3月31日	無
監事	十川 剛	三豊市豊中町比地大967番地1	平成24年12月22日～平成25年3月31日	無

まちづくり推進隊豊中 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、まちづくり推進隊豊中と称する。

(事務所)

第2条 この団体は、主たる事務所を香川県三豊市豊中町本山甲 201 番地 1 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この団体は、地域住民自らが主体となって豊かで住みやすい豊中町を創造するため、住民の交流を図り、地域のつながりを深め、安全・安心な生活環境及び活力と魅力あふれる良好なコミュニティの実現を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この団体は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域住民の交流に関する事業
- (2) 安全、安心、防災に関する事業
- (3) 環境保全に関する事業
- (4) 健康及び福祉に関する事業
- (5) 自治会活動との連携に関する事業
- (6) 公民館活動との連携に関する事業
- (7) 関係諸団体との連携に関する事業
- (8) その他目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(要件)

第5条 この団体の会員は、次の2種とする。

- (1) 一般会員 香川県三豊市豊中町に居住し、第3条の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 第3条に規定する目的に賛同して入会した、香川県三豊市豊中町外に在住する個人、又は団体若しくは法人

2 一般会員は、総会に出席し、第20条各号に掲げる事項について議決する権利を有する。

(入会)

第6条 この団体の会員になろうとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会員の資格喪失)

第7条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条に規定する退会届の提出をしたとき。
- (2) 第9条の規定により除名されたとき。
- (3) 本人が死亡したとき。

(4) 賛助会員である団体又は法人が消滅したとき。

2 第5条第1項第1号に規定する一般会員が香川県三豊市豊中町に居住しなくなったときは、一般会員としての資格を喪失する。ただし、引き続き同条第1項第2号に規定する賛助会員としての資格は有するものとする。

(退会)

第8条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この規約等に違反したとき。

(2) この団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種類及び定数)

第10条 この団体に次の各号に掲げる役員を置く。

(1) 理事5人以上10人以内

(2) 監事2人以上

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第11条 役員は、一般会員の中から選任しなければならない。

2 理事及び監事は、総会において選任する。

3 理事長及び副理事長は、理事の互選とし、総会に報告しなければならない。

4 監事は、理事又はこの団体の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第12条 理事長は、この団体を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この規約の定め及び理事会の議決に基づき、この団体の業務を執行する。

4 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

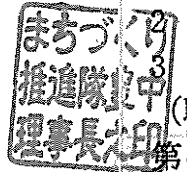
(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この団体の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この団体の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの団体の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。



(任
第15
2 理
つ
3 補
任其
4 自
総会
(欠
第14
こ
(解
第11
総会
前
(1)
(2)
(報
第16
行
自
(職
第1
2 理
契
3 理
4 自

(種
第1
(構
第1
(権
第2
(1)
(2)
(3)
(4)
(5)
(6)

(任期等)

第13条 理事及び監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 理事長及び副理事長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 前3項の規定に関わらず、後任の役員が選任されていないときは、任期の末日後最初の総会が終結するまで、その任期を伸張する。

(欠員補充)

第14条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第15条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事又は監事にあつては総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

(報酬等)

第16条 理事長、副理事長及び監事は、報酬を受けることができる。

役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第17条 この団体に、事務局長及びその他の職員を置く。

2 事務局長及びその他の職員は、理事会の議決を経て、理事長が任免し、この団体と雇用契約を締結する。

3 事務局長及びその他の職員には、雇用契約上必要な賃金を支払わなければならない。

4 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第18条 この団体の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第19条 総会は、一般会員をもって構成する。

(権能)

第20条 総会は、次の各号に掲げる事項について議決する。

(1) 規約の変更

(2) 団体の解散

(3) 第39条第2項に規定する事業年度当初における事業計画及び収支予算の承認

(4) 第43条第1項に規定する事業報告及び収支決算の承認

(5) 理事の選任又は解任

(6) 監事の選任又は解任

(7) 理事及び監事の職務及び報酬

(8) その他理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項

(開催)

第 21 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 一般会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 12 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 22 条 総会は、前条第 2 項第 3 号に規定するときを除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 理事長が前項に規定する臨時総会を招集しないときは、請求をした者が、臨時総会を招集することができる。

4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求める一般会員に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることができる。

(議長)

第 23 条 総会の議長は、その総会において、出席した一般会員の中から選出する。

(定足数)

第 24 条 総会は、一般会員総数の 2 分の 1 以上の出席者がなければ開会することができない。

(議決)

第 25 条 総会における議決事項は、第 22 条第 4 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した一般会員の 2 分の 1 以上の同意があるときは、この限りではない。

2 総会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した一般会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 26 条 各一般会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない一般会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の一般会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定に関わらず、一般会員は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。

4 前 2 項の規定により表決した一般会員は、第 24 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 45 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する一般会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議
第 2
ば
(1)
(2)
る、
(3)
(4)
(5)
2 議
し
(構
第 2
2 議
(権
第 2
(1)
(2)
(3)
(4)
(5)
(6)
(開
第 3
(1)
(2)
が、
(3)
(招
第 3
2 議
内
3 議
て、
求
る。
4 議
な



(議事録)

第 27 条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 一般会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者があるときは、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 28 条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

第 29 条 理事会は、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (4) 事務局長及びその他の職員の雇用等に関する事項
- (5) 総会に付議すべき事項
- (6) その他運営に関する必要な事項

(開催)

第 30 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 12 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 31 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号又は第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求める理事に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることができる。

4 前項の規定に関わらず理事全員の同意があるときは、理事長は、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 32 条 理事会の議長は、理事長が行う。

(議決)

第 33 条 理事会における議決事項は、第 31 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の 2 分の 1 以上の同意があったときは、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 34 条 各理事の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定に関わらず、理事は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。

4 前 2 項の規定により表決した理事は、前条第 2 項及び次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 36 条 この団体の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 寄附金品

(3) 財産から生じる収入

(4) 事業に伴う収入

(5) その他の収入

(資産の管理)

第 37 条 この団体の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。



(台
第 3
(1)
(2)
財
(3)
れ
(4)
第 5
を
2
事
(6)
第 7
長
2
(7)
第 8
2
(8)
第 9
の
(9)
第 10
の
(10)
第 11
の
(11)
第 12
の
(12)
第 13
の
(13)
第 14
の
(14)
第 15
の
(15)
第 16
の
(16)
第 17
の
(17)
第 18
の
(18)
第 19
の
(19)
第 20
の
(20)
第 21
の
(21)
第 22
の
(22)
第 23
の
(23)
第 24
の
(24)
第 25
の
(25)
第 26
の
(26)
第 27
の
(27)
第 28
の
(28)
第 29
の
(29)
第 30
の
(30)
第 31
の
(31)
第 32
の
(32)
第 33
の
(33)
第 34
の
(34)
第 35
の
(35)
第 36
の
(36)
第 37
の
(37)
第 38
の
(38)
第 39
の
(39)
第 40
の
(40)
第 41
の
(41)
第 42
の
(42)
第 43
の
(43)
第 44
の
(44)
第 45
の
(45)
第 46
の
(46)
第 47
の
(47)
第 48
の
(48)
第 49
の
(49)
第 50
の
(50)
第 51
の
(51)
第 52
の
(52)
第 53
の
(53)
第 54
の
(54)
第 55
の
(55)
第 56
の
(56)
第 57
の
(57)
第 58
の
(58)
第 59
の
(59)
第 60
の
(60)
第 61
の
(61)
第 62
の
(62)
第 63
の
(63)
第 64
の
(64)
第 65
の
(65)
第 66
の
(66)
第 67
の
(67)
第 68
の
(68)
第 69
の
(69)
第 70
の
(70)
第 71
の
(71)
第 72
の
(72)
第 73
の
(73)
第 74
の
(74)
第 75
の
(75)
第 76
の
(76)
第 77
の
(77)
第 78
の
(78)
第 79
の
(79)
第 80
の
(80)
第 81
の
(81)
第 82
の
(82)
第 83
の
(83)
第 84
の
(84)
第 85
の
(85)
第 86
の
(86)
第 87
の
(87)
第 88
の
(88)
第 89
の
(89)
第 90
の
(90)
第 91
の
(91)
第 92
の
(92)
第 93
の
(93)
第 94
の
(94)
第 95
の
(95)
第 96
の
(96)
第 97
の
(97)
第 98
の
(98)
第 99
の
(99)
第 100
の
(100)

(会計の原則)

第38条 この団体の会計は、次の各号に掲げる原則に従って行うものとする。

- (1) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- (2) 収支計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。
- (3) 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(事業計画及び予算)

第39条 この団体の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、事業年度当初における事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事会の議決を経た上で、総会において、その承認を得なければならない。

(暫定予算)

第40条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第41条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加と更正)

第42条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第43条 この団体の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後1月以内に、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経た上で、当該事業年度終了後最初の総会において、その承認を得なければならない。

- 2 会計の決算上、剰余金を生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第44条 この団体の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第45条 この団体が規約を変更しようとするときは、総会に出席した一般会員の過半数による議決を経なければならない。

(解散)

第46条 この団体は、総会の決議により解散する。

- 2 前項の規定により、この団体が解散するときは、一般会員総数の過半数による議決を経なければならない。

第9章 活動の区域

(活動の区域)

第47条 この団体の活動区域は、香川県三豊市豊中町内とする。ただし、理事会の議決を経た活動については、この限りではない。

第10章 雑則

(雑則)

第48条 この規約の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、この団体の成立の日から施行する。
- 2 この団体の設立当初の役員は、第11条の規定に関わらず、設立総会において選任する。
- 3 この団体の設立当初の役員の任期は、第13条の規定に関わらず、平成27年度通常総会開催日までとする。
- 4 この団体の設立当初の役員の報酬等は、第16条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この団体の設立初年度の通常総会は、第21条の規定に関わらず、設立総会を通常総会とみなす。
- 6 この団体の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第39条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによる。
- 7 この団体の設立当初の事業年度は、第44条の規定に関わらず、成立の日から平成25年3月31日までとする。

これは規約に相違ありません。

平成25年4月24日

団体の所在地 三豊市豊中町本山甲 201 番地 1
団体の名称 まちづくり推進隊豊中
代表者の氏名 理事長 藤田 芳廣

